京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画等検討会議設置要綱

(設置)

第1条 京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画及び京丹後市都市拠点構想(以下「都市 拠点公共施設整備基本計画等」という。)の見直し検討をするために、京丹後市都市拠 点公共施設整備基本計画等検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 都市拠点公共施設整備基本計画等の見直し検討に関すること。
 - (2) 前号に定めるもののほか、都市拠点公共施設整備に関すること。

(組織)

- 第3条 検討会議は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
 - (1) 京丹後市区長連絡協議会の委員
 - (2) 社会福祉団体その他公共的団体等の代表者又は役職員
 - (3) 京丹後市子ども未来まちづくり審議会の委員
 - (4) 京丹後市文化芸術振興審議会の委員
 - (5) 京丹後市図書館協議会の委員
 - (6) 知識経験を有する者
 - (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める者
- 2 市長は、必要に応じて、前条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うオブザーバーを置くことができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討会議の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 検討会議は、委員定数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市長公室政策企画課都市・地域拠点整備推進室において処理 する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年12月20日から施行する。

(最初の検討会議の招集)

2 第3条第1項に規定する委員をもって組織される検討会議の最初の会議は、第6条第 1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(京丹後市都市拠点等の在り方検討会議設置要綱の廃止)

3 京丹後市都市拠点等の在り方検討会議設置要綱(令和3年京丹後市告示第214号) は廃止する。

(京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画策定検討会議設置要綱の廃止)

4 京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画策定検討会議設置要綱(令和5年京丹後市告示第183号)は廃止する。